

第二回福生市議会 定

例

会会議録(第七号)

昭和五十二年六月十三日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が招集された。  
一 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 一番  | 原 敏子君   | 二番  | 松山 清君   |
| 三番  | 原田 生也君  | 四番  | 村野 武男君  |
| 五番  | 森田 治男君  | 六番  | 村尾 栄次君  |
| 七番  | 鈴木 藤次郎君 | 八番  | 山崎 良之助君 |
| 九番  | 竹田 政勝君  | 十番  | 指田 保雄君  |
| 十一番 | 宇佐美 良時君 | 十二番 | 貫井 喜代次君 |
| 十三番 | 君       | 十四番 | 田村 市郎君  |
| 十五番 | 小林 菊三君  | 十六番 | 小堀 仁七君  |
| 十七番 | 関 米吉君   | 十八番 | 東田 正治君  |

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 十九番  | 大野行夫君 | 二十番  | 宮沢良一君  |
| 二十一番 | 高波忠君  | 二十二番 | 末次性男君  |
| 二十三番 | 岩田博君  | 二十四番 | 塩野鉄之助君 |

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

十三番

一 議会議務局職員は次のとおりである。

|     |       |    |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|----|-------|
| 議事  | 古谷使男君 | 議事 | 市川昭利君 | 主事 | 島田幸治君 |
| 務局長 |       | 係長 |       | 主事 | 小沢幸吏君 |

一 出席説明員は次のとおりである。

|          |         |        |         |
|----------|---------|--------|---------|
| 市        | 長石川常太郎君 | 助      | 役篠崎俊夫君  |
| 収入       | 役橋本孝蔵君  | 教      | 育長町田倍二君 |
| 企画財政部長   | 浅見裕康君   | 総務部長   | 上野重勝君   |
| 市民部長     | 生子国利君   | 福祉部長   | 森田猛君    |
| 建設部長     | 角藤多市君   | 教育次長   | 内田和雄君   |
| 福祉事務所長   |         | 水道事務所長 | 田村忠雄君   |
| 事務取扱参事   |         | 事務取扱参事 |         |
| 監査委員事務局長 | 事務取扱    | 企画財政課長 | 森田進君    |
| 参事       | 高小求君    | 秘書室長   | 坂本昭君    |
| 税務課長     | 岩崎好亮君   | 秘書室長   | 坂本昭君    |
| 庶務職員課長   | 古谷正夫君   | 管財課長   |         |

|        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 市民課長   | 井上久男君 | 經濟課長   | 君      |
| 衛生課長   | 矢崎茂夫君 | 保險年金課長 | 君      |
| 土木課長   | 君     | 都市計画課長 | 関口清君   |
| 下水道課長  | 君     | 會計課長   | 佐藤喜一郎君 |
| 選挙管理委員 | 君     | 庶務課長   | 君      |
| 会事務局長  | 君     | 社会教育課長 | 君      |
| 学務課長   | 君     | 市民会館長  | 君      |
| 学校給食課長 | 君     | 公民館長   | 君      |

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十三年第二回福生市議会定例会議事日程

開議日時 六月十三日（火）午前十時

|      |                                             |    |
|------|---------------------------------------------|----|
| 日程第一 | 會議録署名議員の指名                                  | 一  |
| 日程第二 | 会期の決定                                       | 三  |
| 日程第三 | 一般質問（原議員、指田議員、松山議員）                         | 五  |
| 日程第四 | 議案第三十五号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例     | 五三 |
| 日程第五 | 議案第三十六号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 五五 |
| 日程第六 | 議案第三十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例            | 五八 |
| 日程第七 | 議案第三十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | 六〇 |
| 日程第八 | 議案第三十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例         | 六二 |
| 日程第九 | 議案第四十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例                   | 七〇 |

|        |         |                                              |     |
|--------|---------|----------------------------------------------|-----|
| 日程第十   | 議案第四十一号 | 福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例                    | 七三  |
| 日程第十一  | 議案第四十二号 | 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に<br>関する条例の一部を改正する条例   | 七六  |
| 日程第十二  | 議案第四十三号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例                           | 八〇  |
| 日程第十三  | 議案第四十四号 | 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算 (第一号)                     | 八四  |
| 日程第十四  | 議案第四十五号 | 昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画<br>整理事業会計補正予算 (第一号) | 一〇九 |
| 日程第十五  | 議案第四十六号 | 昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算<br>(第一号)               | 一二二 |
| 日程第十六  | 議案第四十七号 | 町区域の設定について                                   | 一一六 |
| 日程第十七  | 議案第四十八号 | 市道路線の変更について                                  | 一一九 |
| 日程第十八  | 議案第四十九号 | 市道路線の認定について                                  | 一二一 |
| 日程第十九  | 議案第五十号  | 市道路線の廃止について                                  | 一二四 |
| 日程第二十  | 議案第五十一号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について                          | 一二五 |
| 日程第二十一 | 議案第五十二号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について                          | 一二五 |

|        |         |                     |     |
|--------|---------|---------------------|-----|
| 日程第二十二 | 議案第五十三号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十三 | 議案第五十四号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十四 | 議案第五十五号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十五 | 議案第五十六号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十六 | 議案第五十七号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十七 | 議案第五十八号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十八 | 議案第五十九号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第二十九 | 議案第六十号  | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十  | 議案第六十一号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十一 | 議案第六十二号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十二 | 議案第六十三号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十三 | 議案第六十四号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十四 | 議案第六十五号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十五 | 議案第六十六号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十六 | 議案第六十七号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |

|        |         |                     |     |
|--------|---------|---------------------|-----|
| 日程第三十七 | 議案第六十八号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十八 | 議案第六十九号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第三十九 | 議案第七十号  | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第四十  | 議案第七十一号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第四十一 | 議案第七十二号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一二五 |
| 日程第四十二 | 議案第七十三号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十三 | 議案第七十四号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十四 | 議案第七十五号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十五 | 議案第七十六号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十六 | 議案第七十七号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十七 | 議案第七十八号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十八 | 議案第七十九号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第四十九 | 議案第八十号  | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第五十  | 議案第八十一号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について | 一三〇 |
| 日程第五十一 | 陳情第三号   | 農地の固定資産税に関する陳情書     | 一三三 |

|        |       |                          |            |
|--------|-------|--------------------------|------------|
| 日程第五十二 | 請願第一号 | 韓国の自主的平和統一に関する請願書        | 一三四        |
| 日程第五十三 | 陳情第四号 | 福生リトル及びシニア野球場の設置に関する陳情書  | 一三五        |
| 日程第五十四 | 陳情第二号 | 都内二十三区水道指定工事店進出反対に関する陳情書 | (審査報告) 一三六 |
| 日程第五十五 | 請願第一号 | 障害者(児)の施設設置に関する請願書       | (審査報告) 一三九 |

昭和五十三年第二回福生市議会定例会議事日程

(追加 その一)

追加日程第一 議案第八十二号 議会の議員の昭和五十三年六月期期末手当の支給割合

を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・四九

追加日程第二 議案第八十三号 福生市の一般職員の昭和五十三年六月期期末手当の支

給割合を定める条例・・・・・・・・五一

午前十時 開会 開議

○議長（岩田 博君） たいいから昭和五十三年第二回福生市議会定例会を開  
会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長（岩田 博君） 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は 会議規則第三百三十二条の規定により、議長に  
おいて

十四番 田村市郎君

十五番 小林菊三君

十六番 小堺仁七君

以上三名を指名いたします。

○議長（岩田 博君） この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般

の報告をいたさず。

(古谷議会議務局長報告)

- 一、昭和五十三年第二回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、請願、陳情の受理について(別添参照)
- 四、市議会議事説明員の委任について(別添参照)
- 五、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 六、昭和五十三年三月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 七、昭和五十三年四月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 八、福生市土地開発公社の経営状況について(別添参照)
- 九、昭和五十二年福生市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について(別添参照)
- 十、昭和五十二年福生市下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について(別添参照)
- 十一、福生市農業委員会委員の推せんについて(別添参照)

議長(岩田博君) 以上で報告は終わります。

○議長(岩田博君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君登壇)

○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名でございますので、六月七日に開催した議会運営委員会の結果を報告いたします。

今次定例会に提出されます議案は、長から提出されるもの四十七件、請願、陳情三件及び審査報告二件で、すでに御案内のとおりでございます。

日程はお配りしてあるとりの順序でお願いすることとし、一般質問は慣例に従い冒頭に行うことになっております。議案はお手元の付託表のとおり、ほとんどが関係委員会に付託して審査を願うことになりましたが、表彰関係の三十一件については種目ごと大別して一括上程し、七月一日表彰を行う都合とありますので、前例にない慎重審査の上、即決を願うことになりました。

この場合の一括上程の方法でございますが、議事進行の都合上同一の議案名が多いので、一議案ごとの朗読は省略し、その最初と最後の議題名、すなわち、何々から何々までを一括して議題とする旨宣告をすることで議運は了承しておりますので、あらかじめ御了承くださるようお願いいたします。

これらを勘案の上、会期は一般質問の人数、議案数及び休会中の委員会審査等、過去の実績を参考とし、本日より六月二十三日までの十一日間とすることに決定いたしました。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、そのうち六月期期末手当の関係を一般質問終了後にお願ひすることにし、残りは全日程終了後に議会側の全協とあわせて行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお含みおき願ひします。

以上でございますが、本日は多少時間を延長しても全日程を終らせざる予定でございますので、議員各位には特段の御協力を賜り、議運の決定とあり円滑に議事が運ばれますことをお願ひ申し上げまして報告いたします。

○議長（岩田博君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、なたいま委員長から報告されましたとおり六月十三日から六月二十三日までの十一日間と決定したいと思ひますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第三一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告の順に従ひ発言を許します。一番原 敏子君。

（一番原 敏子君登壇）

○一番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

まず第一点目、団地住民の受益者負担について、供給公社における受益費

負担についてのうち、二点については行いたいと思います。

第一点目、グリーンボックスのその後について、私は団地住民の受益者負担についての一一般質問をこれまで何回となく行っていました。さきの三月議会でも理事者側の答弁では、団地自治会と十分話し合いを行うとされていますが、その後どのように話し合いをされてきているか、まずお尋ねしたいと思います。

三月議会よりはや三カ月余りたった現在、加美平団地内のダストボックスは約九十九カ所余りあり、そのうちグリーンボックスが約六十五カ所あります。グリーンボックスは一つも完全なものはなく、かろうじて一つだけ小さな穴があるだけで、あと一月くらいしか使用できそうもないと、このように聞いております。しかし残りの六十四個の現状は、業者が底にダンボールを敷いて使用しているというありさまです。昨年の六月の議会でも私が取り上げ質問しましたが、この問題については、当時課長は、グリーンボックスは試験的に設置したものだ、という答弁をされました。そして福生団地、熊川団地、加美平団地と一部の市街地には市の備品として市で購入して設置したと答弁しております。言ってみれば、市が試験的に設置して見た。しかもそのグリーンボックスについては耐用

年数が来てしまつて、市も団地住民も困っているのが現状だと私は考えます。

昨年六月の私の質問に対しても、又十二月の私の質問に対しても、今後は住民とよく話し合い、市街地はポリバケツに移行する方向に進んでいきたいという答弁でした。しかし団地の場合は、ポリバケツは不可能に等しいのではないかと考えています。そこで何回となくこのグリーンボックスは今後どうなるのかということ、が団地住民の心配の的となつてきているのであります。

破損したグリーンボックスの中で遊ぶ子供、こういう子供もいるということも聞き、もしかかでもしたらどうするのでしょうか。放置してありますグリーンボックスは市の備品でありますから、市としての責任は重大になると考えますが、市長におきましては、団地住民の生活そのものでありますこのごみ問題をどのように考えられているか質問いたします。

二点目、その他の団地住民と市街地との地域差別です。十二月議会の答弁では、供給公社の土地だから公園、樹木等は供給公社と団地住民との問題であると言われておりました。しかし地市を見ましても街灯の補助金等を出しているようであります。公園につきましても市街地のようには供給公社から